酒税

酒類販売業免許の免許要件誓約書

（通信販売酒類小売業免許申請用）

＿＿＿＿＿税務署長　殿

申請（申出・申告）販売場の所在地及び名称	

申請（申出・申告）者が個人の場合

私（及び法定代理人）の免許要件について、別紙１及び２のとおり誓約します。
なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

令和　　年　　月　　日
（申請（申出・申告）者の住所）
（氏　　名）

下記法定代理人は、誓約内容を確認しているので、各法定代理人それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。
（法定代理人氏名）

令和　　年　　月　　日
（法 定 代 理 人 住 所）
（法 定 代 理 人 氏 名）
（申請（申出・申告）者との関係）

申請（申出）者が法人の場合

当社及び役員等の免許の要件について、別紙１及び２のとおり誓約します。
なお、この誓約内容に偽りがあった場合、酒税法の規定により、その事実が①審査段階で判明したときは拒否処分、②免許取得後に判明したときは免許の取消処分を受けることがあることを承知しています。

令和　　年　　月　　日
（申請（申出）者の所在地）
（名 称 及 び 代 表 者 氏 名）

下記役員等は、誓約内容を確認しているので、各役員等それぞれの誓約に代え、代表して誓約します。
（役職及び氏名）
代表取締役
取締役
取締役
監査役
支配人

令和　年　　月　　日
（名　　称）
（代　表　者　氏　名）

　（別紙１及び２を添付して提出してください。）

（別紙１）

誓約項目		申請者等の誓約内容			順号
		申請（申出・申告）者	役員等	法定代理人	
１　酒税法10条１号から８号関係（人的要件）					―
１号関係	申請（申出・申告）者が酒税法(12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号)の規定により免許を取り消されたことがない又はアルコール事業法の規定により許可を取り消されたことがない。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	①
	［上記で「いいえ」に○を付した場合］ 申請（申出・申告）時において、免許又は許可を取り消された日から３年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
２号関係： 申請（申出・申告）者が1号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消しの日から3年を経過するまでの間の申請（申出・申告）でない。 ○　酒類の製造者又は販売業者である法人が、酒税法（12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号）の規定により免許を取り消された法人 ○　アルコール事業法の許可を受けた法人で、同法の規定により許可を取り消された法人		はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	②
３号関係： 申請（申出・申告）者が未成年者のときに、その法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しない。		はい・いいえ (個人のみ)			③
４号関係： 申請（申出）者又は法定代理人が法人の場合にその役員が1、2、7、7の2、8号に該当しない。		はい・いいえ (法人のみ)		はい・いいえ (法人のみ)	④
５号関係： 支配人が1、2、7、7の2、8号に該当する者でない。		はい・いいえ			⑤
６号関係： 申請（申出・申告）者が免許の申請前２年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていない。		はい・いいえ			⑥
７号関係	国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受けたことがない。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑦
	［上記で「いいえ」に○を付した場合］ 申請（申出・申告）時において、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から３年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
７号の２関係	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の規定により、又は刑法等に定める一定の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられたことがない。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	⑧
	［上記で「いいえ」に○を付した場合］ 申請（申出・申告）時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過している。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
８号関係	拘禁刑以上の刑に処せられたことがない。	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	⑨
	［上記で「いいえ」に○を付した場合］ 申請（申出・申告）時において、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から３年を経過している。	はい・いいえ (個人のみ)	はい・いいえ	はい・いいえ	
【理由等】					
２　酒税法10条９号関係（場所的要件） 申請販売場が取締上不適当と認められる場所でない。					―
(1)　申請販売場が酒類の製造場、酒類の販売場、酒場、料理店等と同一場所でない。		はい・いいえ			⑩
(2)　申請販売場の申請者の営業が販売場の区画割り、専属の販売従事者の有無、代金決済の独立性その他販売行為において他の営業主体の営業と明確に区分されている。		はい・いいえ			⑪
【理由等】					

（別紙２）

誓　　約　　項　　目	申請者等の誓約内容			順号
	申　請 （申出・申告）者	役員等	法定代理人	
３　酒税法10条10号関係（経営基礎要件） （注）　酒税法10条10号関係の要件を充足するかどうかについては、次の事項から判断します。				―
(1)　申請（申出）者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない場合に該当しない。	はい・いいえ			⑫
(2)　事業経営のための経済的信用の薄弱、経営能力の貧困等経営の基礎が薄弱であると認められない。				―
イ　現に国税若しくは地方税を滞納していない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑬
ロ　申請（申出）前１年以内に銀行取引停止処分を受けていない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑭
ハ　最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額を上回っていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ		⑮
ニ　最終事業年度以前３事業年度の全ての事業年度において資本等の額の20%を超える欠損となっていない。	はい・いいえ (法人のみ)	はい・いいえ		⑯
ホ　酒税に関係のある法令に違反し、通告処分を受けていない又は告発されていない。	はい・いいえ	はい・いいえ		⑰
ヘ　建築基準法等の法令又は条例に違反しており、建物の除却又は移転を命じられていない。	はい・いいえ			⑱
ト　酒類の適正な販売管理体制を構築することができる。	はい・いいえ			⑲
(3)　申請（申出）者は、経験その他から判断し、適正に酒類の通信販売を行うため十分な知識、経営能力及び販売能力を有すると認められる者又はこれらの者が主体となって組織する法人である。	はい・いいえ			⑳
(4)　申請（申出）者は、酒類の販売業を継続して行うために必要な所要資金を賄うに足りる所有資金等を有している。	はい・いいえ			㉑
(5)　酒類の販売業を継続して行うために必要な販売施設及び設備を有している又は必要な資金を有し免許を付与するまでに販売施設及び設備を有することが確実と認められる。	はい・いいえ			㉒
(6)　販売方法が特定商取引に関する法律の消費者保護関係規定に準拠し、「二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準」を満たし、又はこの定めを満たすことが確実である。	はい・いいえ			㉓
(7)　酒類の購入申込者が20歳未満の者でないことを確認できる手段を講ずる。	はい・いいえ			㉔
【理由等】				
４　酒税法10条11号関係（需給調整要件） 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、酒類の販売業免許を与えることが適当でないと認められる場合に当たらない。				―
販売しようとする酒類の範囲が、(1)国産酒類のうち、①カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て3,000キロリットル未満である酒類製造者（特定製造者）が製造、販売する酒類、②地方の特産品等（製造委託者が所在する地方の特産品等に限る。）を原料として、特定製造者以外の製造者に製造委託する酒類であり、かつ、当該酒類の一会計年度における製造委託者ごとの製造委託数量の合計が3,000キロリットル未満である酒類、又は、(2)輸入酒類である。	はい・いいえ			㉕
【理由等】				
５　酒税法14条１号関係 偽りその他不正の行為により、酒類の販売業免許を受けていない。	はい・いいえ			㉖
６　酒税法14条３号関係 ２年以上引き続き、酒類の販売業を休業していない。	はい・いいえ			㉗

「酒類販売業免許の免許要件誓約書」の作成に当たっての留意事項等

1　留意事項

この誓約書は、酒類の販売業免許を申請（申出・申告）しようとする場合に、申請（申出・申告）者、その法定代理人、役員又は支配人につき、販売業免許の欠格要件に該当する事実がないことについて誓約を求めるものです。

この誓約の内容を偽るなど不正行為があった場合には、①その不正行為が審査段階で判明したときは拒否処分、②不正行為により販売業免許を取得したときは取消処分の対象となります。

（注）　不正行為により販売業免許を取得した場合は、その不正行為によって取得した免許だけでなく、その者が有している全ての免許について取消処分を受けることがあります。免許の取消処分を受けた場合には、①取消処分を受けた免許者、②取消処分を受けた免許者が法人であるときにはその法人の業務を執行する役員、及び③これらの者が役員となっている法人は、原則として、新たに酒類の製造及び販売業免許を受けることはできなくなります。

なお、酒類の販売業免許等区分ごとに誓約が必要な事項は、以下の表のとおりです。

誓約関係 ＼ 免許等区分		販売業（卸・小売）	条件緩和・条件解除	期限付卸・小売	相続・事業譲渡
1　人的要件	酒税法10条１号から８号関係	○	○	○	○
2　場所的要件	〃　９号関係	○		○	
3　経営基礎要件	〃　10号関係	○		○	
4　需給調整要件	〃　11号関係	○	○	○	
5、6	〃　14条１号関係		○		
その他の要件	〃　３号関係		○		

※相続・事業譲渡の場合、酒税法10条４号及び５号の誓約は不要です。

2　記載の仕方

(1)　誓約が必要な事項

誓約が必要な事項は以下のとおりですが、申請（申出）者が個人か、法人か等により異なりますので注意してください。

イ　申請（申出）者が個人の場合

(ｲ)　申請（申出）者である個人自身が誓約すべき事項

（誓約書の順号）①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉔、㉕、㉖、㉗

(ﾛ)　申請（申出）者に法定代理人がいる場合に、その全ての法定代理人が誓約すべき事項

（注）法定代理人が法人の場合には、その法人の全ての役員も同様に誓約することとなります。

（誓約書の順号）①、②、④、⑦、⑧、⑨

ロ　申請（申出）者が法人の場合

(ｲ)　申請（申出）者である法人自身が誓約すべき事項

（誓約書の順号）①、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗

(ﾛ)　法人の役員及び主たる出資者が誓約すべき事項

A　代表権を有する役員及び主たる出資者

（誓約書の順号）①、②、⑦、⑧、⑨、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰

B　A以外の役員

（誓約書の順号）①、②、⑦、⑧、⑨

（注）１　申請（申出）者は、自己の誓約内容とともに、法定代理人又は役員、支配人の誓約内容についても全て自ら確認した上で、記名してください。

２　法定代理人が複数存在する場合には、個々の法定代理人の誓約に代えて、その代表者において、全ての法定代理人の個々の要件についての誓約を取りまとめて、代表して誓約してください。

３　役員又は支配人が複数存在する場合には、個々の役員又は支配人の誓約に代えて、申請（申出）者たる法人の代表取締役において、全ての役員又は支配人の個々の要件についての誓約をとりまとめて、代表して誓約してください。

(2)　記入方法

誓約者は、必要な「誓約項目」について、「誓約内容」欄の「はい」又は「いいえ」のいずれかに○を付してください。

なお、誓約内容について「いいえ」に○を付した場合には、「理由等」欄に該当項目の順号を記載した上で、その理由を略記してください（「理由等」欄に記載しきれない場合には、別紙として理由を記載した書面を添付してください。）。